

6  
2024

# 人事・労務に役立つ NEWS LETTER

## 月刊 くろ う ど

令和6年 6月号

June No. 85

### もくじ

|                                       |        |
|---------------------------------------|--------|
| 令和6年分所得税の定額減税 フローチャートで確認              | ・・・2   |
| 令和6年度の労働保険の年度更新の期間は6月3日(月)～7月10日(水)   | ・・・3   |
| 民間企業における配偶者手当 支給状況が減少傾向               | ・・・4   |
| 「令和6年4月 源泉所得税の改正のあらまし」を公表(国税庁)        | ・・・5   |
| 令和6年10月から短時間労働者に対する社会保険の更なる適用拡大 vol.4 | ・・・6   |
| 人事労務の相談室 Q & A                        | ・・・7   |
| 人事労務の統計指標                             | ・・・8,9 |
| 建立900年「中尊寺金色堂」に寄せて～奥州藤原氏と平泉の栄華 後編～    | ・・・10  |
| ゆんたくひんたく                              | ・・・11  |



クラウド社会保険労務士事務所

〒720-0067  
広島県福山市西町二丁目8-27  
ポートビル4F

TEL:084-983-1198  
FAX:084-983-1197  
e-mail:info@kuroudo-sr.com  
<https://www.kuroudo-sr.com>



# 令和6年分所得税の定額減税 フローチャートで確認

会社などにお勤めの方についての所得税の定額減税は、「令和6年分給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」（以下、ここでは「扶養控除等申告書」といいます）を提出している勤務先において行う必要があります。国税庁が給与所得者の方向けに作成したリーフレットに、定額減税の対象となるかどうかなどを確認できるフローチャートが掲載されています

ので、確認しておきましょう。

給与計算実務において、定額減税の対象となる給与所得者（社員）に対し、まずは、令和6年6月1日以後最初に支払う給与等に対する源泉徴収税額から定額減税額を控除する事務を行う必要があります。定額減税について不明な点がある場合は、気軽にお声掛けください。

## 令和6年分所得税の定額減税のための申告フロー (国税庁のリーフレットより一部抜粋)

### STEP 1 定額減税の対象・定額減税額の確認

Start!

6月1日までに「扶養控除等申告書」を勤務先に提出していますか？

Yes

あなたに同一生計配偶者、控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族はいますか？

Yes

6月1日以後最初に支払われる給与等に対する源泉徴収税額からあなた本人分の30,000円と同一生計配偶者等<sup>(注2)</sup>の人数×30,000円の合計額が控除されます。<sup>(注1)</sup>

○定額減税額の例

同一生計配偶者等が

1人の場合： 60,000円

2人の場合： 90,000円

3人の場合： 120,000円

4人の場合： 150,000円

No

扶養控除等申告書を提出していない勤務先においては、令和6年分の所得税について定額減税を受けることはできません。  
※確定申告の際に定額減税を受けることができます。

No

6月1日以後最初に支払われる給与等に対する源泉徴収税額から30,000円が控除されます。<sup>(注1)</sup>  
※追加の手続きはありません。

(注) 1 6月1日以後最初に支払われる給与等に対する源泉徴収税額から控除しきれなかった定額減税額は、以後の給与等（令和6年分）に対する源泉徴収税額から順次控除されます。

2 非居住者である同一生計配偶者等は定額減税額の計算に含めることはできません。

STEP 2に進む

〈補足〉上記のフローチャートでいう“あなた”は、給与所得者（社員）のことを指しています。

# 令和6年度の労働保険の年度更新の期間は 6月3日(月)～7月 10 日(水)

厚生労働省から、令和6年度の労働保険の年度更新のお知らせがありました。その期間などを確認しておきましょう。

## 令和6年度の労働保険の年度更新の お知らせ（厚生労働省）

### 令和6年度の労働保険の年度更新のポイント

- ☑ 年度更新期間は  
6月3日(月)～7月10日(水)  
です。
- ☑ 年度更新の申告書は、管轄の都道府県労働局や労働基準監督署への郵送、または「電子申請」でも受け付けており、直接窓口へ出向くことなく申告することができます。

※電子申請は6月1日(土)から可能ですが、受付は6月3日(月)となります。

令和4年度・令和5年度の年度更新においては、令和4年度の雇用保険率が年度の途中で引き上げられたことによる影響で特殊な処理が必要でしたが、令和6年度の年度更新においては、そのような特殊な処理はありません。しかし、事業の種類によっては労災保険率が改定されている可能性もありますので、注意の上、申告書を作成する必要があります。



お仕事  
カレンダー  
6月



6/3

● 労働保険の年度更新手続きの受付開始（～7/10）※電子申請は6/1から申請受付

6/10

- 5月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付
- 納期特例の適用を受けている個人住民税特別徴収税（2023年12月から2024年5月分）の納付

6/30

- 5月分健康保険料・厚生年金保険料の納付
- 4月決算法人の確定申告と納税・10月決算法人の中間申告と納税（決算応当日まで）
- 7月・10月・1月決算法人の消費税の中間申告（決算応当日まで）

## 民間企業における配偶者手当 支給状況が減少傾向

政府は、「年収の壁 支援強化パッケージ」に配偶者手当への対応を盛り込むなどして、各企業における配偶者手当の見直しを推進しています。

最近、「支給状況が減少傾向」にあることから、それを踏まえて、厚生労働省作成の「配偶者手当」の在り方の検討に向けて（実務資料編）なども改訂されています。

厚生労働省からは、“配偶者手当見直し検討のフローチャート”などを盛り込んだリーフレットや実務資料が公表されています。

検討をお考えの場合は、気軽にお声掛けください。資料もご用意いたします。

### 民間企業における「配偶者手当」の支給状況（厚生労働省の実務資料から）

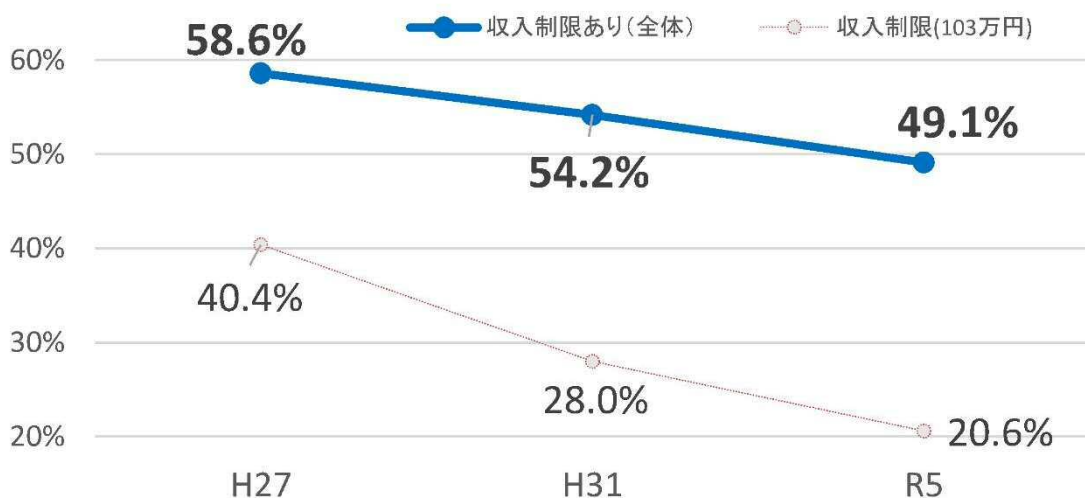
□ 民間企業において、配偶者がいる従業員に対して支給される手当のことを「配偶者手当」といいます。

実際の手当の名称は、企業によって「家族手当」、「扶養手当」などさまざまです。

配偶者の収入による制限を設けて配偶者手当を支給する事業所は、減少傾向にあり、令和5年度の調査では、半分以上の49.1%となっています。

また、例えば「103万円」の収入制限を設定している事業所は、平成27年度調査の40.4%から令和5年度調査では20.6%とおおよそ半減しています。

#### 民間企業における「配偶者手当」の支給状況



資料出所：職種別民間給与実態調査を基に作成



# 「令和6年4月 源泉所得税の改正のあらまし」を公表(国税庁)

令和6年度の税制改正などにより源泉所得税関係について行われた改正のうち、主要なものを紹介する「令和6年4月 源泉所得税の改正のあらまし」が、国税庁から公表されました。定額減税の実施が最も重要といえますが、次のような改正も行われますので、早めに確認しておきましょう。

## 「令和6年4月 源泉所得税の改正のあらまし(国税庁資料)」から抜粋

**1** 令和6年10月1日以後に提出する「給与所得者の保険料控除申告書」について、次に掲げる事項(申告者との続柄)の記載を要しないこととされました。

- ① 社会保険料について、社会保険料のうちに自己と生計を一にする配偶者その他の親族が負担すべきものがある場合におけるこれらの者の申告者との続柄
- ② 新生命保険料及び旧生命保険料について、保険金、年金、共済金、確定給付企業年金、退職年金又は退職一時金の受取人の申告者との続柄
- ③ 介護医療保険料について、保険金、年金又は共済金の受取人の申告者との続柄

④ 新個人年金保険料及び旧個人年金保険料について、年金の受取人の申告者との続柄

**2** 「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」について、その申告書に記載すべき事項がその年の前年の申告内容と異動がない場合には、その記載すべき事項の記載に代えて、その異動がない旨の記載によることができることとされました。

この改正は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき給与等について提出する「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」について適用されます。

注「従たる給与についての扶養控除等(異動)申告書」についても、同様の改正が行われました。

「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」については、令和6年の年末調整の際に、他の申告書とあわせて、令和7年分のものを提出してもらうのが一般的です。

**2**の改正は、その令和7年分のものから適用されることになります。

国税庁では、後日、この改正後の取扱いについて説明した「簡易な給与所得者の扶養控除等申告書等に関するFAQ(源泉所得税関係)」を国税庁ホームページに掲載する予定としています。掲載されましたら、改めてお伝えいたします。

# 令和6年 10 月からの短時間労働者に対する 社会保険の更なる適用拡大 vol.4

令和6年10月から、新たに「特定適用事業所」となる事業所では、これまで健康保険・厚生年金保険の被保険者でなかった短時間労働者のうち、次の要件に該当する者も、健康保険・厚生年金保険の被保険者として取り扱う必要があります。

- ・ 1 週間の所定労働時間が 20 時間以上
- ・ 月額賃金 8 万 8,000 円以上（年収 106 万円以上）
- ・ 学生でない

（勤務期間の要件は、通常の労働者と同様、「2 か月を超える見込みがある」ことを適用）

今回は、「月額賃金 8 万 8,000 円以上」という要件を取り上げます。

## 令和6年10月からの更なる適用拡大 の具体的内容 vol.4 / 月額賃金 8 万 8,000 円以上とは？

### ● 「月額賃金（短時間労働者の被保険者資格の取得要件である月額賃金）」の算定基礎

月額賃金 8 万 8,000 円の算定対象は、基本給及び諸手当で判断します。ただし、以下の①～④までの賃金は算入されません。

- ① 臨時に支払われる賃金（結婚手当等）
- ② 1 か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与等）
- ③ 時間外労働に対して支払われる賃金、休日労働及び深夜労働に対して支払われる賃金（割増賃金等）

### ④ 最低賃金において算入しないことを定める賃金（精皆勤手当、通勤手当及び家族手当）

〈補足〉（年収 106 万円以上）というのは、あくまで 8 万 8,000 円を年額に換算した参考の値で、月額賃金が 8 万 8,000 円以上であるかないかのみによって、要件を判断することとされています。

注意したいのは、ここでいう「月額賃金」は、「標準報酬月額的基础となる報酬月額」とは、算定方法が異なるという点です。

### ● 上記の「月額賃金」と「標準報酬月額的基础となる報酬月額」との違い

報酬月額には、労働の対償として経常的かつ実質的に受けるもので被保険者の通常の生計に充てられる全てのものが含まれます。このため、短時間労働者の被保険者資格の取得に当たっての要件（月額賃金が 8 万 8,000 円以上）の判定の際に算入しなかった諸手当等も加味して報酬月額を算出します。

たとえば、“通勤手当”については、「月額賃金」には不算入（算入しない）、「標準報酬月額的基础となる報酬月額」には算入（算入する）ということになります。

適用拡大の実施に伴い、新たに被保険者資格を取得する短時間労働者がいる場合、その被保険者資格取得時の「標準報酬月額的基础となる報酬月額」を算出する際には、「月額賃金」の算出方法と混同しないようにしなければなりません。

## 人事労務の相談室 Q&A

Q.

4月19日「子ども・子育て支援金制度」創設法案が衆院で可決されたと聞きました。会社にとって今後どのような影響があるのか教えてください。

A.

2026年度から社会保険の被保険者だけでなく、事業主（会社）に対しても、支援金という新たな負担が発生する見通しです。

### 異次元の少子化対策

異次元の少子化対策を掲げた「子ども・子育て支援法等改正案」が4月19日、衆議院本会議で与党の賛成多数で可決されました。このあと参議院で審議され今国会で成立する見通しです。

この改正案の成立により子育て世帯への支援が大きく拡充されることとなります。例えば、児童手当の所得制限撤廃と高校生までの拡充、こども誰でも通園制度の創設などが挙げられます。

なかでも、2025年度からの育児休業の給付率を8割程度まで引き上げ、手取り10割相当にする（最大28日間）という改正は会社には大きな影響を与えそうです。

### 財源確保のための支援金徴収

その反面、財源確保のため公的医療保険料に上乗せして徴収する新たな保険料（税金）「子ども・子育て支援金」の創設が大きな争点になっています。

この支援金とは、社会全体で子育てを支えるとの理念に基づき、2026年度から現在加入している公的医療保険の保険料に上乗せして徴収するという制度です。

現在、厚生年金加入者の支援金月額、350円～1,650円と公開されています。岸田首相は「実質負担なし」と主張していますが、この説明はさすがに無理があるように思われます。将来の保険料上昇額を歳出削減で抑える。その結果、支援金の上乗せ額が相殺になります。という理屈なのですが、はいそうですかと納得できるような説明ではありません。

なおこの支援金の負担は、被保険者だけでなく、事業主にも求められます。社会保険料と同じく同額負担することになりますので、2026年度からの事業主負担は間違いなく増加することになります。

すでに事業主は、児童手当等の支給の財源として、「子ども・子育て拠出金（旧児童手当拠出金）」という税金を全額負担しています。その状況下でさらに支援金を徴収されるのは、さすがに納得できない会社も多いのではないのでしょうか。

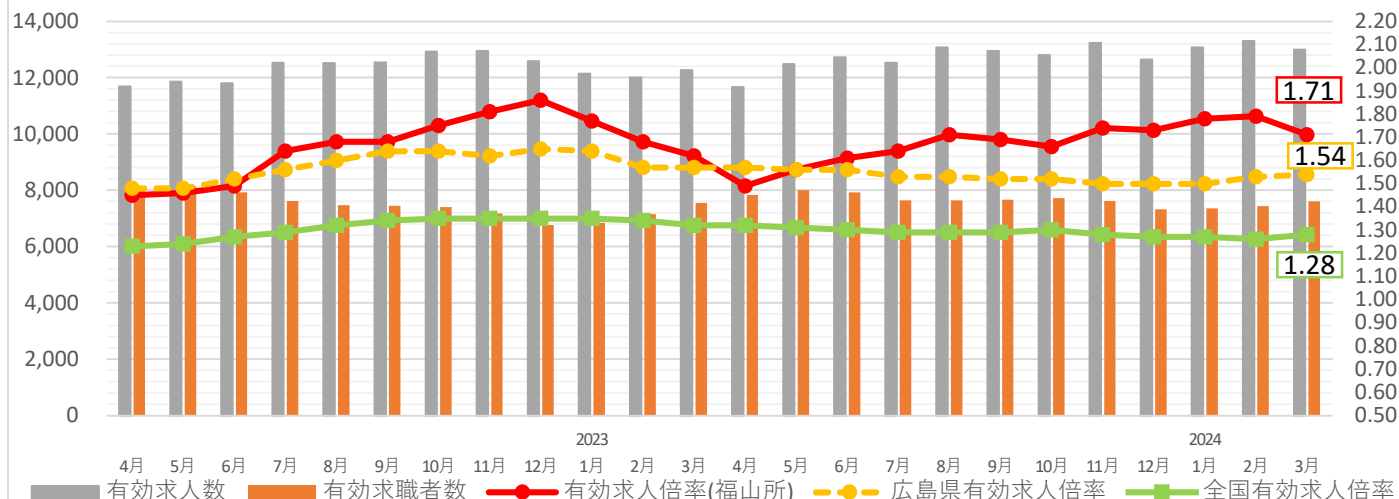
# 人事労務の統計指標

## 労働関係指標 (2024 年 3 月)

|                    |            |       |                |        |                |
|--------------------|------------|-------|----------------|--------|----------------|
| 有効求人倍率<br>(季節調整値※) | 全国 1.28 倍  | 有効求人数 | 全国 2,513,587 人 | 有効求職者数 | 全国 1,940,597 人 |
|                    | 広島県 1.54 倍 |       | 広島県 68,066 人   |        | 広島県 44,336 人   |
|                    | 福山市 1.71 倍 |       | 福山市 12,992 人   |        | 福山市 7,608 人    |

※ 季節調整値：前月からの変化を適切に捉えるため、季節変動の影響を除いた数値（原数値から季節変動を除去した結果数値）

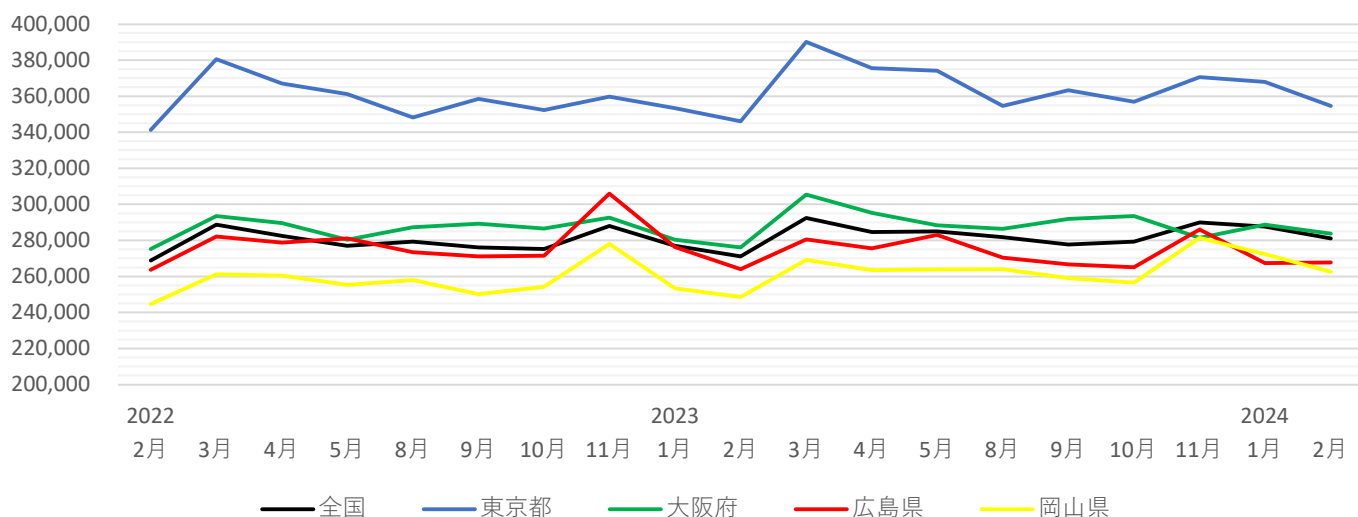
### 月間有効求人・求職・求人倍率の推移



## 定期給与 現金給与総額 (2024 年 2 月)

| 全国        | 東京都       | 大阪府       | 広島県       | 岡山県       |
|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 281,087 円 | 354,629 円 | 283,705 円 | 267,685 円 | 262,684 円 |

### 現金給与総額 (5人以上)

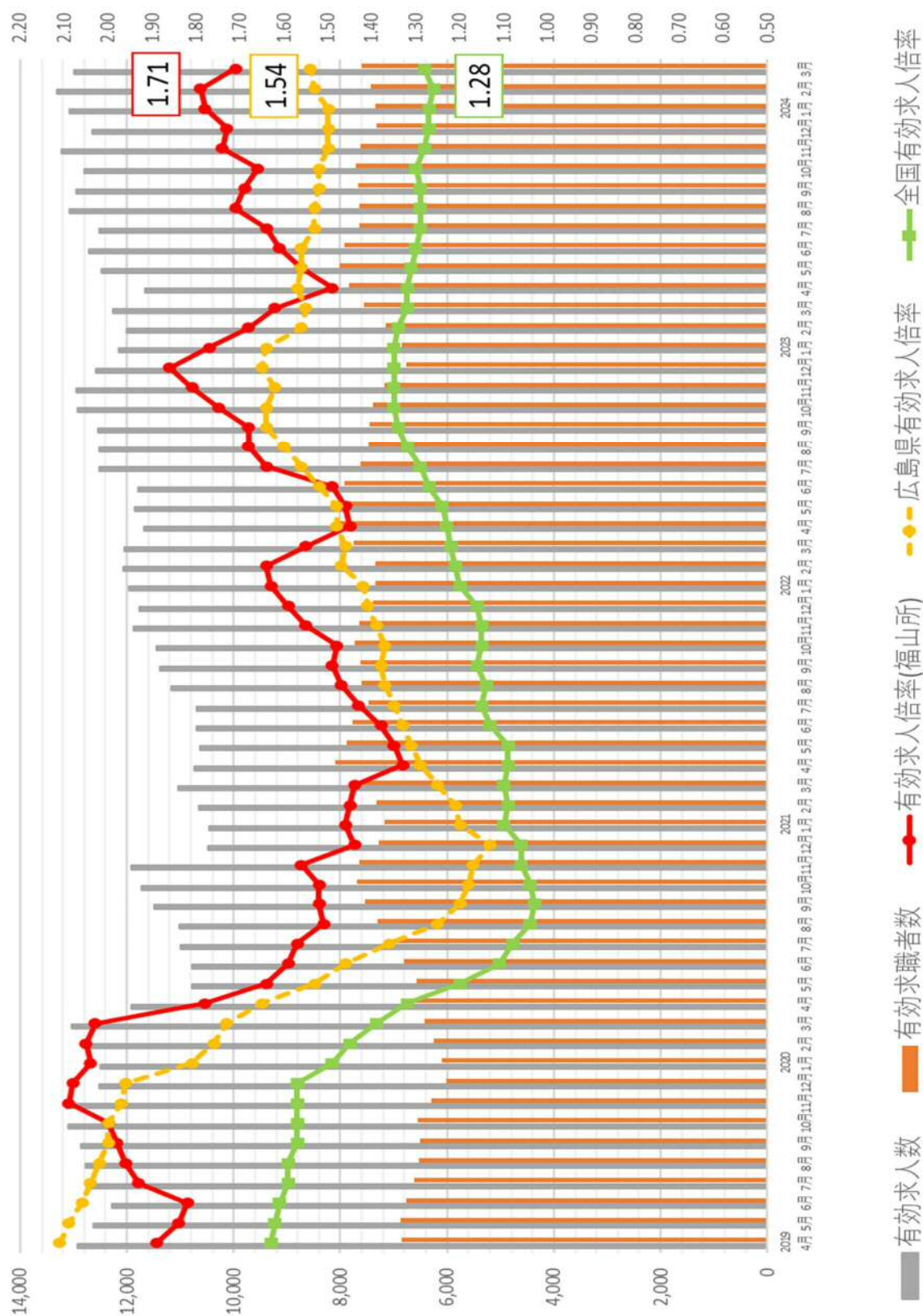




# 人事労務の統計指標

過去5年の月間有効求人・求職・求人倍率の推移

— 2019年4月から2024年3月まで —



## 建立 900 年「中尊寺金色堂」に寄せて ～奥州藤原氏と平泉の栄華 後編～

西暦 802 年、蝦夷（えみし）側の抵抗戦線の中心人物アテルイに勝利した朝廷は、以後の軍事活動を縮小します。服属した蝦夷を俘囚（ふしゅう）と呼称し、部族紛争に積極的に関与することで徐々に大和化（やまとか）を進めながら、東北地方を支配しようとするのです。

それから約 250 年後、平安時代後期の東北地方を舞台に大きな戦いが起こります。「前九年の役」「後三年の役」です。いずれも朝廷と俘囚の有力豪族との対立によって起きた戦いです。この二つの戦いを経て、有力豪族の安倍氏（岩手県）・清原氏（秋田県）が滅亡し、奥州藤原氏が登場します。ちなみに安倍晋三元総理は、この安倍氏一族の末裔だそうです。

前九年の役と後三年の役により、現在の東北地方のほぼ全域を実効支配することになった奥州藤原氏初代藤原清衡。ここから 4 代 100 年にわたって平泉を中心に半ば独立国として栄華を極めた奥州藤原氏の歴史が始まることになります。

このあたりの歴史をより詳しく知りたい方は、NHK 大河ドラマ『炎立つ』をご覧ください。渡辺謙さん、村上弘明さんが素晴らしい演技をされています。

その後平泉は、奥州藤原氏の本拠地として、平安京に次ぐ日本第二の大都市になるまで発展を遂げることになります。その栄華を今に伝える建造物が国宝「中尊寺金色堂」です。全てが金で覆われる

「皆金色」と称される世界で唯一無二のお堂ですので、平泉を訪れた際は、ぜひご参拝ください。内部には藤原四代の当主の遺体が今も納められています。

豊富に産出された砂金と北方貿易で巨万の富を得ていた奥州藤原氏。マルコ・ポーロ『東方見聞録』に登場する黄金の国ジパングのイメージはここからもたらされたと考える研究者もいるそうです。

時が経ち、西暦 1189 年、源頼朝と対立した奥州藤原氏は、奥州合戦により滅亡します。最大の庇護者を失った平泉は少しずつ衰退していき、1600 年頃にはおよそ現在の状態になっていたようです。

西暦 2011 年、神聖な山である「金鶏山」を中心に浄土思想の影響を色濃く受けた多くの文化遺産が評価されて、平泉は晴れて世界遺産に認定されます。大都市というよりも落ち着いた大人の雰囲気都市という印象を受けるのは、奥州藤原氏時代の絢爛豪華な建築物が、中尊寺金色堂を残して全て消失するなど、その栄華の儚さゆえなのかもしれません。

蝦夷として武力弾圧されてきた東北地方の人達の抵抗は、やがて大和化した俘囚の有力豪族と朝廷が争う構図へと変化していきます。その果てに、俘囚上頭を称する奥州藤原氏による 100 年にわたる平和と繁栄に結実したのかと思うと、歴史ロマンを感じずにはられません。

（橋本）

## ゆんたくひんたく

雨に打たれた山々の緑がまぶしい季節がやってまいりました。

家の芝生も、ひと雨降るごとに緑が濃くなり、季節を感じさせてくれます。しかし、年々芝生に雑草が増えてきて...。見て見ぬふりを続けていたのですが、芝が雑草に追いやられている現状を見て、どうにかしないと!と一念発起して草取りを始めました。

草取りは苦手意識があったのですが、やってみると、意外なことに達成感を感じる事ができるのですね。抜いた草の量ときれいになったところが目視できて、成果がとて分かりやすいのが良いところだなと思いました。

そして驚いたのが子ども達と一緒に庭に出てきて遊ぶことでした。(お手伝いをしてくれるのかと少し期待しましたがそれは違うようでした...笑) ゲームが好きでずっとうるんでしまうので、「今日はお庭で遊ぶのはどう?」と提案するのですが断られる日々でした。しかし私が庭に出ていると、誘わなくても横で遊びだすのです。

その光景を見て祖母が毎日のように草取りしてくれている姿を思い出しました。私も子ども達のように横に祖母がいる安心感を感じながら遊ぶのが好きだったんだなと懐かしい気持ちになりました。

苦手だった草取りは、私にとっていいリフレッシュになることは新しい発見でした。張り切りすぎたので、数日間筋肉痛には悩まされましたが、庭もきれいになり、子ども達も太陽の下で遊んで大満足です。今年の庭の芝生は芝がメインの緑の絨毯になることを夢見つつ、コツコツと続けていこうと思います。(藤井)